

基安発第1005001号

平成17年10月5日

山形労働局労働基準部

労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

(公 印 省 略)

企業等における住民健診結果の報告について (追加依頼)

先般、平成17年9月16日付け基安労発第0916001号「企業等における住民健診結果の報告について (依頼)」にて、住民を含む健診を実施している企業の健診結果 (9月21日現在) についてご報告いただいたところです。

報告結果を添付の資料のごとく取りまとめ、専門家会議へ報告致しました。この健診結果をもとに、周辺住民を含めた健診の在り方について専門家会議で議論していただきましたが、1ヶ月後に再度検討を行うこととされました。

つきましては、前回ご報告いただいた企業に、改めて10月26日 (水) までの結果を10月28日 (金) までにご報告いただくよう要請をお願いします。今回臨時でご報告をお願いすることになりましたが、前回の通知でお知らせした12月末、3月末の報告につきましては当初の予定通りでお願いいたします。

また、環境省から、企業の実施している健診結果について把握するため、本報告について情報提供の依頼がありました。省庁連携の点からも協力する必要があるため、企業に対して、別紙1の用紙を用いて意見照会をお願いします。

担当者

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

井戸田、山本 (内線 5493)、中村 (内線 5491)

FAX 03-3502-1598

TEL 03-3502-6755 (夜間)

基安発第1005001号

平成 17 年 10 月 5 日

埼玉労働局労働基準部

労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

(公 印 省 略)

企業等における住民健診結果の報告について (追加依頼)

先般、平成17年9月16日付け基安発第0916001号「企業等における住民健診結果の報告について (依頼)」にて、住民を含む健診を実施している企業の健診結果 (9月21日現在) についてご報告いただいたところです。

報告結果を添付の資料のごとく取りまとめ、専門家会議へ報告致しました。この健診結果をもとに、周辺住民を含めた健診の在り方について専門家会議で議論していただきましたが、1ヶ月後に再度検討を行うこととされました。

つきましては、前回ご報告いただいた企業に、改めて10月26日(水)までの結果を10月28日(金)までにご報告いただくよう要請をお願いします。今回臨時でご報告をお願いすることになりましたが、前回の通知でお知らせした12月末、3月末の報告につきましては当初の予定通りでお願いいたします。

また、環境省から、企業の実施している健診結果について把握するため、本報告について情報提供の依頼がありました。省庁連携の点からも協力する必要があるため、企業に対して、別紙1の用紙を用いて意見照会をお願いします。

担当者

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

井戸田、山本 (内線 5493)、中村 (内線 5491)

FAX 03-3502-1598

TEL 03-3502-6755 (夜間)

基安発第1005001号

平成17年10月5日

新潟労働局労働基準部

労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

(公 印 省 略)

企業等における住民健診結果の報告について (追加依頼)

先般、平成17年9月16日付け基安発第0916001号「企業等における住民健診結果の報告について (依頼)」にて、住民を含む健診を実施している企業の健診結果 (9月21日現在) についてご報告いただいたところです。

報告結果を添付の資料のごとく取りまとめ、専門家会議へ報告致しました。この健診結果をもとに、周辺住民を含めた健診の在り方について専門家会議で議論していただきましたが、1ヶ月後に再度検討を行うこととされました。

つきましては、前回ご報告いただいた企業に、改めて10月26日(水)までの結果を10月28日(金)までにご報告いただくよう要請をお願いします。今回臨時でご報告をお願いするようになりましたが、前回の通知でお知らせした12月末、3月末の報告につきましては当初の予定通りでお願いいたします。

また、環境省から、企業の実施している健診結果について把握するため、本報告について情報提供の依頼がありました。省庁連携の点からも協力する必要があるため、企業に対して、別紙1の用紙を用いて意見照会をお願いします。

担当者

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

井戸田、山本 (内線 5493)、中村 (内線 5491)

FAX 03-3502-1598

TEL 03-3502-6755 (夜間)

基安発第1005001号

平成 17 年 10 月 5 日

長野労働局労働基準部

労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

(公 印 省 略)

企業等における住民健診結果の報告について (追加依頼)

先般、平成17年9月16日付け基安発第0916001号「企業等における住民健診結果の報告について(依頼)」にて、住民を含む健診を実施している企業の健診結果(9月21日現在)についてご報告いただいたところです。

報告結果を添付の資料のごとく取りまとめ、専門家会議へ報告致しました。この健診結果をもとに、周辺住民を含めた健診の在り方について専門家会議で議論していただきましたが、1ヶ月後に再度検討を行うこととされました。

つきましては、前回ご報告いただいた企業に、改めて10月26日(水)までの結果を10月28日(金)までにご報告いただくよう要請をお願いします。今回臨時でご報告をお願いすることになりましたが、前回の通知でお知らせした12月末、3月末の報告につきましては当初の予定通りでお願いいたします。

また、環境省から、企業の実施している健診結果について把握するため、本報告について情報提供の依頼がありました。省庁連携の点からも協力する必要があるため、企業に対して、別紙1の用紙を用いて意見照会をお願いします。

担当者

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

井戸田、山本(内線5493)、中村(内線5491)

FAX 03-3502-1598

TEL 03-3502-6755(夜間)

基安発第1005001号

平成17年10月5日

岐阜労働局労働基準部

労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

(公 印 省 略)

企業等における住民健診結果の報告について (追加依頼)

先般、平成17年9月16日付け基安発第0916001号「企業等における住民健診結果の報告について (依頼)」にて、住民を含む健診を実施している企業の健診結果 (9月21日現在) についてご報告いただいたところです。

報告結果を添付の資料のごとく取りまとめ、専門家会議へ報告致しました。この健診結果をもとに、周辺住民を含めた健診の在り方について専門家会議で議論していただきましたが、1ヶ月後に再度検討を行うこととされました。

つきましては、前回ご報告いただいた企業に、改めて10月26日 (水) までの結果を10月28日 (金) までにご報告いただくよう要請をお願いします。今回臨時でご報告をお願いすることになりましたが、前回の通知でお知らせした12月末、3月末の報告につきましては当初の予定通りでお願いいたします。

また、環境省から、企業の実施している健診結果について把握するため、本報告について情報提供の依頼がありました。省庁連携の点からも協力する必要があるため、企業に対して、別紙1の用紙を用いて意見照会をお願いします。

担当者

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

井戸田、山本 (内線 5493)、中村 (内線 5491)

FAX 03-3502-1598

TEL 03-3502-6755 (夜間)

基安発第1005001号

平成17年10月5日

奈良労働局労働基準部

労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

(公印省略)

企業等における住民健診結果の報告について(追加依頼)

先般、平成17年9月16日付け基安労発第0916001号「企業等における住民健診結果の報告について(依頼)」にて、住民を含む健診を実施している企業の健診結果(9月21日現在)についてご報告いただいたところです。

報告結果を添付の資料のごとく取りまとめ、専門家会議へ報告致しました。この健診結果をもとに、周辺住民を含めた健診の在り方について専門家会議で議論していただきましたが、1ヶ月後に再度検討を行うこととされました。

つきましては、前回ご報告いただいた企業に、改めて10月26日(水)までの結果を10月28日(金)までにご報告いただくよう要請をお願いします。今回臨時でご報告をお願いするようになりましたが、前回の通知でお知らせした12月末、3月末の報告につきましては当初の予定通りでお願いいたします。

また、環境省から、企業の実施している健診結果について把握するため、本報告について情報提供の依頼がありました。省庁連携の点からも協力する必要があるため、企業に対して、別紙1の用紙を用いて意見照会をお願いします。

担当者

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

井戸田、山本(内線5493)、中村(内線5491)

FAX 03-3502-1598

TEL 03-3502-6755(夜間)

基安発第1005001号

平成 17 年 10 月 5 日

香川労働局労働基準部

労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

(公 印 省 略)

企業等における住民健診結果の報告について（追加依頼）

先般、平成17年9月16日付け基安労発第0916001号「企業等における住民健診結果の報告について（依頼）」にて、住民を含む健診を実施している企業の健診結果（9月21日現在）についてご報告いただいたところです。

報告結果を添付の資料のごとく取りまとめ、専門家会議へ報告致しました。この健診結果をもとに、周辺住民を含めた健診の在り方について専門家会議で議論していただきましたが、1ヶ月後に再度検討を行うこととされました。

つきましては、前回ご報告いただいた企業に、改めて10月26日(水)までの結果を10月28日(金)までにご報告いただくよう要請をお願いします。今回臨時でご報告をお願いすることになりましたが、前回の通知でお知らせした12月末、3月末の報告につきましては当初の予定通りでお願いいたします。

また、環境省から、企業の実施している健診結果について把握するため、本報告について情報提供の依頼がありました。省庁連携の点からも協力する必要があるため、企業に対して、別紙1の用紙を用いて意見照会をお願いします。

担当者

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

井戸田、山本（内線 5493）、中村（内線 5491）

FAX 03-3502-1598

TEL 03-3502-6755（夜間）

基安発第1005001号

平成17年10月5日

大分労働局労働基準部

労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

(公 印 省 略)

企業等における住民健診結果の報告について (追加依頼)

先般、平成17年9月16日付け基安発第0916001号「企業等における住民健診結果の報告について (依頼)」にて、住民を含む健診を実施している企業の健診結果 (9月21日現在) についてご報告いただいたところです。

報告結果を添付の資料のごとく取りまとめ、専門家会議へ報告致しました。この健診結果をもとに、周辺住民を含めた健診の在り方について専門家会議で議論していただきましたが、1ヶ月後に再度検討を行うこととされました。

つきましては、前回ご報告いただいた企業に、改めて10月26日(水)までの結果を10月28日(金)までにご報告いただくよう要請をお願いします。今回臨時でご報告をお願いすることになりましたが、前回の通知でお知らせした12月末、3月末の報告につきましては当初の予定通りでお願いいたします。

また、環境省から、企業の実施している健診結果について把握するため、本報告について情報提供の依頼がありました。省庁連携の点からも協力する必要があるため、企業に対して、別紙1の用紙を用いて意見照会をお願いします。

担当者

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

井戸田、山本 (内線 5493)、中村 (内線 5491)

FAX 03-3502-1598

TEL 03-3502-6755 (夜間)

住民健診を実施している企業 御中

日頃より、労働衛生行政の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

さて、昨今の石綿（アスベスト）による健康被害の増加を受け、貴社においては住民、家族等を含む健診を広く実施していただいているところですが、その結果につきましては、厚生労働省のみならず環境省も大いに注目をしているところです。

今般、環境省から個別の企業名等について情報提供の依頼がありました。ご承知のように、石綿対策に関しては政府全体で対応しており、省庁連携の点からも協力したいと考えております。そのため、貴社のお考えをお聞かせいただければと存じますので、お手数ですが、以下の問いにご回答の程、よろしく願いいたします。

なお、環境省の情報提供にあたっては、貴社のお考えを尊重いたしますことを申し添えます。

御社名 _____

- 1 環境省から厚生労働省に貴社の資料提供の申し出があったことに対して、
 - 社名も含めて、そのまま健診の結果を提供しても構わない。
 - 社名を伏せて、健診結果をそのまま提供しても構わない。
 - 環境省への資料提供はして欲しくない。
 - その他 (_____)

- 2 環境省は「周辺住民」の部分に最も関心があり、どの範囲の住民が健診対象となっているかなどの情報を得るため、電話等でヒアリングを行いたいとのことですが、この要請に対しては、
 - すでに環境省から問い合わせの電話を受け、適宜回答している。
 - 今のところ問い合わせはないが、質問があれば回答する用意がある。
 - 担当部署 _____
 - 連絡先 TEL _____
 - 担当者ご氏名 _____
 - 質問に回答するつもりは、今のところない。
 - その他 (_____)

ありがとうございました。上記回答につきましては、健診結果と一緒にではなく、記入が終わり次第、労働局宛に返送をお願いいたします。

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課
担当 井戸田、山本

自治体及び企業による健診結果（9月21日現在）

◎現在、一次健診、二次精検を実施している最中。有所見数、有所見率等の結果については経時的に変化していくものであり、以下のデータはあくまで9月21日現在の暫定値です。

1 自治体による健診結果

【鳥栖市】

	9/21 申込者	胸部 X-P 読影終了	有所見者 ○	1次健診有 所見率(%)
元従業員	44名	44名	24名	54.5
関連企業	201名	201名	21名	10.4
労働者の家族	53名	53名	5名	9.4
周辺住民	583名	583名	12名	2.1
計	881名	881名	62名	

有所見率＝
有所見者／胸部 X-P 読
影終了者

○ 石綿に関する肺疾患
等の疑い

↓
二次精検を実施中

【尼崎市】

	9/13 申込者	胸部 X-P 読影終了	有所見者 ◎	1次健診有 所見率(%)
職業歴	86名	86名	45名	52.3
周辺住民	173名	173名	42名	24.3
両方	42名	42名	17名	40.5
その他	71名	71名	20名	28.2
計	372名	372名	124名	

◎ 全ての所見を含む
(石綿に関連しない肺
疾患疑も含む)

↓
二次精検を実施中

二次精検で中皮腫疑
い1名(入院検査)

2 企業による健診結果

今回、検診実施企業 11 社（子会社も 1 とカウント）

	9/21 申込者	胸部 X-P 読影終了	有所見者 ◎	1次健診有 所見率(%)
元従業員	1060名	569名	394名	69.2
関連企業	77名	32名	18名	56.2
労働者の家族	188名	75名	31名	41.3
周辺住民	1420名	559名	123名	22.0
計	2745名	1235名	566名	

◎ 全ての所見を含む
(石綿に関連しない肺
疾患疑も含む)

↓
二次精検を実施中

企業の二次精検で結果の判明した者：

9月21日時点で98名（元従業員95名、関連企業2名、家族1名）

元従業員：胸膜プラーク81名、石綿肺5名、じん肺7名（うち疑6名）、肺内小結節2名

関連企業：胸膜プラーク1名、石綿肺1名

家 族：石綿肺1名

項目	1 10月26日までの申込数	2 一次胸部レントゲン検査終了数	3 読影の終了者数	4 有所見者の人数	5 4のうち、精査を指示した人数	6 精査が終了した人数	7 6のうち有所見者の人数
常時、石綿取扱い作業に従事していた従業員（下請け労働者等を含む）	名	名	名	名	名	名	名
上記以外で、石綿ばく露の可能性があった従業員（下請け、出入り業者を含む）	名	名	名	名	名	名	名
石綿ばく露の可能性が無いと考えられる職種の従業員（下請け、出入り業者を含む）	名	名	名	名	名	名	名
石綿曝露の可能性がある従業員（下請け、出入り業者を含む）の家族（同居人を含む）	名	名	名	名	名	名	名
周辺住民（石綿取扱い事業場から500m以内に居住）	名	名	名	名	名	名	名
上記以外の一般住民	名	名	名	名	名	名	名
総数	名	名	名	名	名	名	名

○胸部レントゲン写真読影者（所属、氏名） _____

○一次健診終了予定日 _____ 月 _____ 日

○精査を実施する条件 一次の有所見者全員に対し、精査を実施

一次の有所見者の一部のみ、精査を実施（精査の条件）

○精査の検査項目 胸部CT 喀痰細胞診 気管支鏡 その他（ _____ ）

○精査後、有所見者の以下のフォロー 引き続き企業での費用でフォロー 後は個人負担 その他（ _____ ）

